

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第4回会議 議事録

1 日 時 令和7年8月18日（月） 午後2時58分～午後9時30分
2 場 所 島根労働局専用大会議室
3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名
劳働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第4回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第が1枚、以上です。

【部会長】 次に、事務局から「定足数」及び「会議の公開状況」を報告してください。

【係 長】 委員の出席状況を報告します。本日は全員に出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示した結果、6名の傍聴希望者があり、本日は5名の方が傍聴されますので、併せてご報告いたします。

【部会長】 本日の会議は公開しております。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規

程第5条第1項に基づき、以降の会議を非公開とする場合がありますことを、傍聴人の方々は予めご承知おき願います。

【部会長】 前回の第3回専門部会では、労働者側引上げ額76円、使用者側引上げ額63円と、労使双方から金額の提示がありました。金額に開きがある等いくつか更なる議論を行う必要があることから、今回の専門部会に持ち越すことになりました。

まず、本日の審議に当たりまして、冒頭のところで全体に向けて何かご発言があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長】 それでは、休会といたします。委員の方々は各自別室にてお話しください。傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

(休会、傍聴人退室)

(再開、傍聴人入室)

【部会長】 それでは専門部会を再開します。事務局は専門部会報告書案を配付してください。

(専門部会報告書案を配付)

【部会長】 専門部会報告書案について、各自で御確認ください。ご意見はござりますか。

(専門部会報告書案を確認)

【部会長】 それでは、専門部会報告書案について決議をします。専門部会報告書案に異議はございませんか。

(異議なし)

【部会長】 異議がないようですので、専門部会報告書案のとおり決議することとします。専門部会報告書の案を消してください。

それでは、この専門部会報告書を審議会会長あてに報告することといたします。

事務局から何かありますか。

【室 長】 専門部会報告書をいただきましたので、第443回審議会において、ご審議いただくこととなります。第443回審議会は、本日このあと午後9時40分頃からこの場で開催します。よろしくお願ひします。

【部会長】 事務局から説明がありましたとおり、第443回審議会がこの会場で行われますので、引き続きよろしくお願ひします。

それでは、専門部会は結審しましたので閉会します。長時間熱心なご審議をいただき大変ありがとうございました。

なお、7月14日の第441回審議会で決定しているとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は廃止となります。

皆様お疲れ様でした。